

事務連絡
令和5年3月1日

日本医学会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

電子処方箋に関するオンライン説明会の実施等について（協力依頼）

日頃より、貴会におかれては、医薬行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、電子処方箋の仕組みの創設をその内容に含む「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第47号）が令和4年5月20日に公布され、本年1月26日に電子処方箋管理サービスの運用を開始いたしました。

令和4年7月25日、10月17日、12月23日にオンライン説明会を開催し、多くの医療機関・薬局にできるだけ円滑に電子処方箋を導入いただけるよう、電子処方箋の運用開始に向けた基本的事項や利用方法開始までの手順、運用開始に向けた準備作業等を取り上げたところですが、今般、先行施設での運用事例紹介等に係るオンライン説明会を実施することといたしましたので、下記についてご配慮の上、オンライン説明会の開催等について貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 電子処方箋に関するオンライン説明会の開催について

全国の医療機関・薬局を対象に、別添1のとおり、電子処方箋に関するオンライン説明会「はじまっています！今こそ導入、電子処方箋」をYouTubeのLive配信にて3月17日（金）19時より実施予定です。電子処方箋を円滑に導入いただけるよう、先行施設での運用事例等についてご説明いたしますので、本説明会の開催について貴会会員の皆様に対し、ご案内いただきたくお願い申し上げます。

2 電子処方箋に関するオンライン説明会の案内資料について（別添1）

電子処方箋に関するオンライン説明会の開催をご案内するため、リーフレットを3月初旬に社会保険診療報酬支払基金から医療機関・薬局に郵送することを予定しています。

先立ってリーフレットと同様の案内を別添1にまとめておりますので、貴会会員の皆様に電子処方箋のオンライン説明会の開催について直近にご案内される際は、別添1を適宜ご活用いただけますと幸いです。

- 3 「医療機関等向けポータルサイト」、「電子処方箋ポータルサイト」について
「医療機関等向けポータルサイト」(<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>)において、本年2月1日より「電子処方箋ポータルサイト」(<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>)を開設しました。よくあるお問い合わせ(F A Q)等の電子処方箋導入に必要な情報の提供と合わせて、補助金申請も受け付けておりますので、詳細については電子処方箋ポータルサイトをご利用いただくよう、貴会会員の皆様に対し、ご案内いただきたくお願い申し上げます。

また、電子処方箋の運用開始に向けて、①オンライン資格確認等システムの導入、②患者のマイナンバーカードの健康保険証利用、③医療機関・薬局のシステム改修、④電子署名等(例：HPKIカード)の取得等について、ご準備いただく必要があります。医療情報化支援基金による各種補助等は、従来どおり、医療機関等向けポータルサイトにてご案内しております。

- 4 既存の資料等について

別添2のとおり、運用マニュアル等の各種資料の内容についてまとめた資料(https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/docs/denshi_unyoukaishi.pdf)を作成しております。

電子処方箋導入後の着実な運用を確保するため、医療機関・薬局での関連資料の再確認をお願いするとともに、電子処方箋を前提とした業務への切替えに向け、まずは紙の処方箋の発行・受付から段階的に始めることも可能であることをお伝えしておりますので、ご参照いただけますようお願いいたします。

別添1：はじまっています！今こそ導入、電子処方箋

別添2：運用開始前確認用資料

(右QRコードから確認いただけます。)



【お問い合わせ先】

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
電子処方箋サービス推進室

E-mail: denshosuishin@mhlw.go.jp

厚生労働省主催

はじまっています！今こそ導入、電子処方箋

令和5年3月17日オンライン説明会開催決定！

令和5年1月から全国展開が始まった『電子処方箋』、
先行地域での事例などを紹介し、実際の運用イメージをお伝えします。

オンラインから、誰でも簡単にご参加いただけます

- 参加にあたっての事前登録は**一切不要**です
- 下記**URLまたは二次元コードにアクセスするだけ**でご参加可能です
(説明会は生配信で行います)
- 当日は皆様からのご質問にも、**その場でお答えします**

※時間の都合上、当日回答できる質問数には限りがあります。回答できなかったご質問の中で、多くの方からいただいた内容を中心に、医療機関等向けポータルサイト掲載のFAQ等に掲載いたします。



特にこのような疑問をお持ちの方におすすめてです！

- 電子処方箋を既に導入している施設の様子は怎なの？
- 医療機関・薬局はそれぞれどのくらい導入を進めているの？
- 準備作業時にはどんなところに気をつければいいのか？



全てお答えします！導入前に不安や疑問は全て解消しませんか？

「はじまっています！今こそ導入、電子処方箋」

日時：2023年3月17日（金）19時～20時（ご説明+質疑応答）

URL：https://youtu.be/t2AUoQm_6aY

**過去のオンライン説明会動画も公開中!!**

第1回
そうだったのか、
電子処方箋

仕組みの概要や、導入することによるメリット、導入に向けて医療機関・薬局の皆さまにご準備いただきたいことなどを説明します。



URL:<https://www.youtube.com/live/Lw5ydX30NEw>

第2回
利用申請開始！
はじめよう、電子処方箋

概要に加え、具体的な利用開始までの手順や導入後の業務変化を説明します。



URL:<https://www.youtube.com/live/kfc568mSGZg>

第3回
開始目前！
これならできる、電子処方箋

先行運用する施設での導入状況や事例、これから電子処方箋を導入する皆様への推奨・留意事項等を説明します。



URL:https://youtu.be/Q9Z92E_rCEA

令和5年1月26日から 電子処方箋が開始されました！

電子処方箋のシステム導入に対する 補助金の申請受付を開始しています。

補助金の申請受付を令和5年2月から開始しています。
さらに詳しい情報や補助金申請の前提となる条件、具体的な手続きなどは、
電子処方箋ポータルサイトの「電子処方箋管理サービス等関係補助金の申請について」を
ご覧ください。



URL : https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040



もっと詳しく知りたい場合は？

電子処方箋ポータルサイトを是非ご覧ください。



利用申請方法等を説明した資料や業務内容が分かる説明動画も公開中！！

URL : <https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>



これまでにお寄せいただいた不明点に回答した「よくあるご質問」もぜひご覧ください。

URL : https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010024



不明点・疑問点はオンライン説明会でもご質問いただけます。是非ご参加ください。

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

☎ 0800-0804583（通話無料）月～金 8：00～18：00
（いずれも祝日を除く） 土 8：00～16：00



電子処方箋ポータル 検索

電子処方箋に関する動画・ドキュメントを作成・公開しております

01 概要案内

電子処方箋 概要案内

【約2分・約9分】

令和4年11月1,2日
厚生労働省医政局・医薬部

電子処方箋 概要案内

【約2分・約9分】

令和4年11月1,2日
厚生労働省医政局・医薬部



医療機関向け
https://www.iryohokenj.yoho-portal.site.jp/docs/denshi_gaiyou.pdf



薬局向け
https://www.iryohokenj.yoho-portal.site.jp/docs/denshi_gaiyou_yakkyoku.pdf

電子処方箋の導入をこれから検討する方向けに、電子処方箋の仕組みやメリットの概要を解説しています。



02 メリット説明動画

3分間でわかる
電子処方箋
— 医療機関向け —



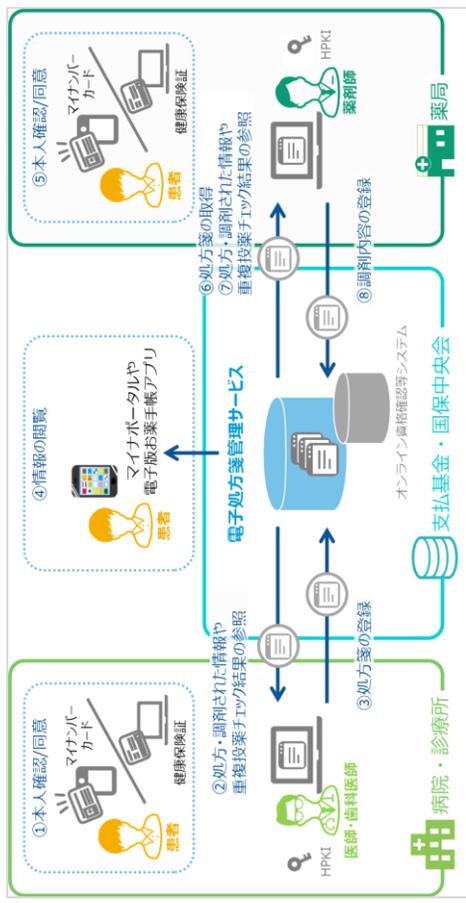
医療機関向け
<https://youtu.be/k461uF-eTDC>



薬局向け
<https://youtu.be/VYnqAz5svEI>

電子処方箋の仕組みやメリットの概要を約3分間の動画でも解説しています。

電子処方箋の導入をこれから検討する方向けに、電子処方箋の基本的な仕組みやメリットの概要を説明しています！



電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを基盤とし、これまで紙で行っていた処方箋のやり取りをオンラインで電子的に行う仕組みです。医師・歯科医師が処方箋を「電子処方箋管理サービス」に送信し、薬剤師がその処方箋を薬局のシステムに取り込み、お薬を調剤します。

主なメリット

- ✓ 医療機関・薬局を跨ぎ、患者の処方・調剤情報が「電子処方箋管理サービス」に蓄積され、医師・薬剤師はそれらの情報を診察・処方・調剤に活用できます。
- ✓ 処方・調剤する薬剤が、患者の過去の処方・調剤情報重複投薬・併用禁忌にあたりないかを確認できるようになります。

電子処方箋に関する動画・ドキュメントを作成・公開しております

03 運用マニュアル

病院・診療所向け
オンライン資格確認等システム
運用マニュアル

薬局向け
オンライン資格確認等システム
運用マニュアル



医療機関向け
https://www.iryohokenjyohoportal.site.jp/download/docs/unyou_manual.pdf



薬局向け
https://www.iryohokenjyohoportal.site.jp/download/docs/unyou_manual_pharmacy.pdf

電子処方箋導入後の業務内容について解説しています。

動画よりも詳細に、電子/紙の処方箋といった各パターンに応じた業務内容をご確認いただけます。

対応方法に困ったときに寄せられる、よくある質問と回答なども記載しています。

04 利用方法説明動画



医療機関向け
<https://www.youtube.com/watch?v=alVAozT0mL8>

電子処方箋導入後の業務内容について知りたい方向けに、医療機関での処方箋発行、薬局での処方箋受付等の一連の流れを動画で解説しています。



薬局向け
<https://www.youtube.com/watch?v=fOeu4D-MuI4>

まずは動画で運用開始後の業務の流れを理解してください！
運用マニュアルでは、更に詳細なユースケース毎の対応を説明しています

(患者がマイナンバーカードを持参し、電子処方箋を選択する場合の業務イメージ)

医療機関

・患者は、顔認証付きカードリーダーで受付し、本人確認、過去のお薬情報の提供への同意を行います。
・加えて、処方箋の発行形態として電子処方箋を選択します。

医師が処方・調剤情報の閲覧等を行いながら診察し(※)、電子処方箋を発行します。
※患者から同意がある場合のみ任意で閲覧可。

会計時、処方箋に一意に紐づく引換番号が記載された処方内容(控え)を患者に渡します。



患者が電子処方箋に対応する薬局へ
(医療機関内の案内、
厚労省HPやお薬手帳アプリ等で検索可)

薬局

患者は、顔認証付きカードリーダーで受付し、本人確認、過去のお薬情報の提供への同意を行います。
加えて、調剤してもらいたい対象の電子処方箋を選択します。

薬局のシステムに処方箋及び重複投薬等チェック結果が取り込まれます。
薬剤師が処方・調剤情報の閲覧等を行い(※)、調剤・服薬指導を実施した後、患者にお薬を渡します。
※患者から同意がある場合のみ任意で閲覧可。



電子処方箋に関する動画・ドキュメントを作成・公開しております

05 準備作業手引き



厚生労働省
電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き
【医療機関・薬局の方へ】
令和4年10月11版
厚生労働省 医薬・生活衛生局

電子処方箋を導入するための準備作業を知りたい方向けに、導入までのステップ、開始時期の目安や留意事項等について解説しています。

https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/docs/denshi_tebiki.pdf

06 チェックリスト

医療機関

項目	内容
1. 準備完了	① 医師・薬剤師・看護師が電子処方箋の運用に必要となる業務上の役割を明確にしていること。 ② 医師・薬剤師・看護師が電子処方箋の運用に必要となる業務上の役割を明確にしていること。 ③ 医師・薬剤師・看護師が電子処方箋の運用に必要となる業務上の役割を明確にしていること。
2. チェック完了	① 医師・薬剤師・看護師が電子処方箋の運用に必要となる業務上の役割を明確にしていること。 ② 医師・薬剤師・看護師が電子処方箋の運用に必要となる業務上の役割を明確にしていること。 ③ 医師・薬剤師・看護師が電子処方箋の運用に必要となる業務上の役割を明確にしていること。
3. チェック完了	① 医師・薬剤師・看護師が電子処方箋の運用に必要となる業務上の役割を明確にしていること。 ② 医師・薬剤師・看護師が電子処方箋の運用に必要となる業務上の役割を明確にしていること。 ③ 医師・薬剤師・看護師が電子処方箋の運用に必要となる業務上の役割を明確にしていること。
4. チェック完了	① 医師・薬剤師・看護師が電子処方箋の運用に必要となる業務上の役割を明確にしていること。 ② 医師・薬剤師・看護師が電子処方箋の運用に必要となる業務上の役割を明確にしていること。 ③ 医師・薬剤師・看護師が電子処方箋の運用に必要となる業務上の役割を明確にしていること。



<https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/post-11.html>

電子処方箋の運用を実際に開始するに当たり、準備作業が問題なく完了しているか確認するためのチェックリストです。

以下の4ステップに従って電子処方箋を導入してください！



システム事業者が各施設を訪問することなく、リモートで電子処方箋を導入できないかご検討ください。効率的に、且つ、導入費用を抑えながら導入できます



必要な準備作業を行い、問題なく運用を開始するために、チェックリストをご活用ください！



医療機関等向けポータルサイトにおいて、各種申請手続きは終わっているか
電子署名の方法や利用するタイミング等について理解しているか
業務変更点について施設内の医師・薬剤師、職員等は理解しているか
使用するパソコンの操作変更点について施設内の医師・薬剤師、職員等は理解しているか
障害発生時の対応について、施設内の医師・薬剤師、職員等は理解しているか

電子処方箋に関する動画・ドキュメントを作成・公開しております

過去のオンライン説明会動画もご確認ください

第1回 そうだったのか、電子処方箋

仕組みの概要や、導入することによるメリット、導入に向けて医療機関・薬局の皆様が準備いただきたいことなどについて説明します。

URL:
<https://www.youtube.com/live/Lw5ydX30NEW>



第2回 利用申請開始！ はじめよう、電子処方箋

概要に加え、具体的な利用開始までの手順や導入後の業務変化を説明します。

URL:
<https://www.youtube.com/live/kfC568mSGZg>



第3回 開始目前！ これならできる、電子処方箋

先行運用する施設での導入状況や事例、これから電子処方箋を導入する皆さまへの推奨・留意事項等を説明します。

URL:
https://youtu.be/Q9Z92E_rCEA



医療機関・薬局の現場における患者向けの配布資料等も用意しています



不明点等がある場合、まずはFAQをご確認ください



電子処方箋管理サービスの対象



重複投薬等チェックについて



導入にあたっての補助金や費用について



電子処方箋に係る運用について



電子処方箋導入に向けた準備/システム対応について



関連政策/制度について



データ項目について



HPKIカードについて

URL:
<https://www.iiryohokenjyoho-portalsite.jp/faq.html>



URL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_sozai.html



電子処方箋に関する情報を
医療機関等向け
ポータルサイトに掲載中！

医療機関ポータル 検索



【医療機関】 電子処方箋の運用開始に向けて

- 医療機関における着実な運用を図るため、電子処方箋を前提とした業務への切り替えに向けて、段階的に、まずは重複投薬等子エックや処方・調剤情報の閲覧等を実施しつつ、紙の処方箋のみを発行し（運用①）、運用に慣れていただいた後に、患者の方に電子処方箋／紙の処方箋の発行を選択できる運用（運用②）へ移行する方法があります。
- このような進め方や、子エックリストの活用などにより、十分に安全性・確実性を確認したうえで利用を開始ください。

電子処方箋 システムの導入

電子処方箋の運用開始日入力 (電子処方箋対応施設として公表)

運用① 紙の処方箋のみ発行する

- ・ 処方・調剤情報閲覧や重複投薬等子エックの各機能を使った運用を行う
- ・ 従来どおり、紙の処方箋のみ発行する
(患者に電子/紙の処方箋を選択させない)

従来どおり、患者には紙の処方箋のみ発行



重複等子エック、処方箋データの登録は実施

実施内容

運用イメージ
※違いは赤字

運用② 電子処方箋または紙の処方箋を発行する

- ・ 処方・調剤情報閲覧や重複投薬等子エックの各機能を使った運用を行う
- ・ 患者の希望に応じ、電子/紙の処方箋を発行する
- ・ 電子処方箋の発行に伴い、処方内容（控え）を渡す等を行う

患者は電子/紙のどちらかを選択できるようになる



重複等子エック、処方箋データの登録は実施

【薬局】 電子処方箋の運用開始に向けて

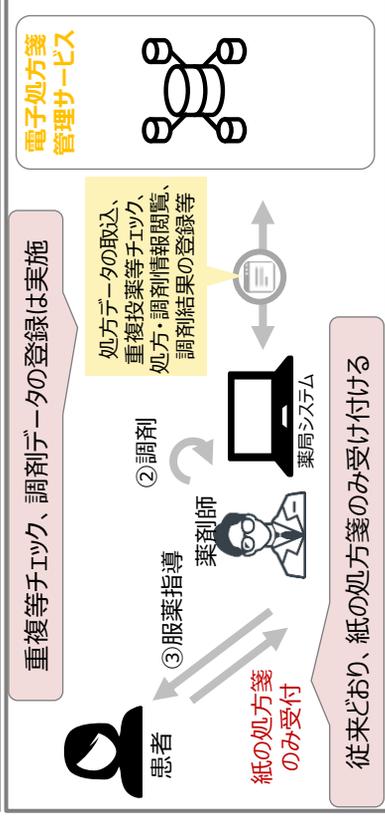
- 薬局においても着実な運用を図るため、電子処方箋を前提とした業務への切り替えに向けて、まずは処方データの取込、重複投薬等チェックや処方・調剤情報の閲覧等を実施しつつ、紙の処方箋のみを受け付けを行い（運用①）、運用に慣れていただいた後に、電子処方箋の受付を開始する運用（運用②）へ移行する方法があります。
- このような進め方や、チェックリストの活用などにより、十分に安全性・確実性を確認したうえで利用を開始ください。

電子処方箋 システムの導入

電子処方箋の運用開始日入力
(電子処方箋対応施設として公表)

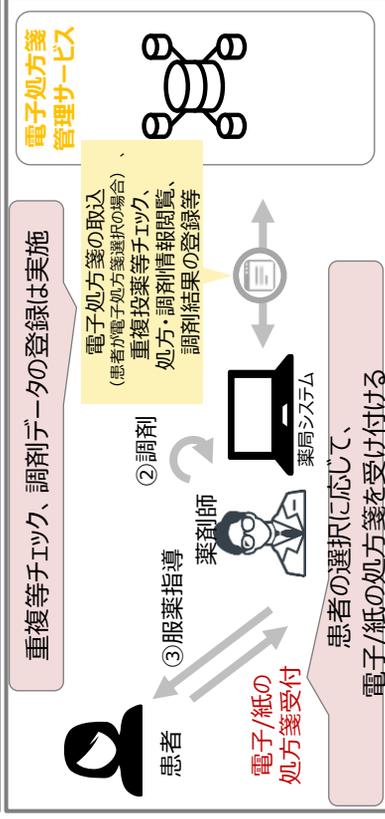
運用① 紙の処方箋のみ受け付ける

- ・ 引換番号を用いた処方データの取込、処方・調剤情報閲覧や重複投薬等チェックの各機能を使った運用を行う
- ・ 従来どおり、紙の処方箋のみ受け付け、調剤する
(電子処方箋の受付に対応しない)



運用② 電子処方箋または紙の処方箋を受け付ける

- ・ 患者が選択した処方箋の発行形態に応じて、電子/紙の処方箋を受け付け、調剤する



実施内容

運用イメージ
※違いは赤字